

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第14次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
101 1211	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第75条第3号、第153条第3号及び第231条第3号	平成20年度中に結論	在宅の終末期の傷病者の居宅に対して緊急往診を行う医師が不足しているために、在宅療養支援診療所から当該傷病者の居宅に対する長距離の緊急往診が相当程度行われていると認められる場合、在宅療養支援診療所のうち当該緊急往診を行うことが今後相当程度見込まれるものが、当該緊急往診に従事する医師を当該傷病者の居宅にまで運搬するために使用する自動車を、都道府県公安委員会が緊急自動車として指定できるよう、平成20年度中に必要な措置を行う。 また、その場合、現行緊急自動車の要件である「警光灯」及び「サイレン」を備えること並びに車体の塗色が「白色」とされているものを、上記緊急自動車指定を受けた車両については「警光灯」及び「サイレン」を備えることのみにより緊急自動車とすることができるよう、平成20年度中に必要な措置を行う。	全国で実施	在宅ホスピスにおける医師の緊急往診に使用する自動車を緊急自動車の指定対象として追加するとともに、その自動車については緊急自動車の要件のうち車体の塗色について白色に限定しないこととする。	警察庁 国土交通省
915	救急救命士によるアナフィラキシーショック患者へのエピネフリン注射器の使用について	救急救命士法（平成3年法律第36号）第43条、第44条、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条、第22条	平成20年度中に結論	厚生労働科学研究の結果や専門家等の意見を踏まえて、平成20年度中に検討を行い、結論を得る。	全国で実施	救急救命士がアナフィラキシーショック患者へエピネフリン注射器を使用できるよう、「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日付指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知）を改正する（平成21年1月26日から2月24日までパブリックコメントを行ったところ）。	厚生労働省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
405 805	地方独立行政法人による博物館設置・運営の実現	博物館法（昭和26年法律第285号）第2条、地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第21条、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第4条	平成21年9月までに結論	文部科学省として、博物館の登録制度については、引き続き検討を続けるが、博物館法第29条に規定されている博物館相当施設である場合については、地方独立行政法人が設置及び管理を行う施設においても、申請に基づき博物館相当施設として教育委員会が指定を行うことが博物館法上は認められるものと考えている。 総務省としては、当該博物館相当施設の業務を行うためには、地方独立行政法人法施行令の改正が必要と考えているが、地方独立行政法人の対象業務を拡大することについては、行政改革の観点から、国の独立行政法人において、廃止・統合や民営化を含め組織・業務について極力縮小する方向で見直すこととされていることを踏まえ、慎重に検討する必要があると考えている。 以上、提案内容について、文部科学省と総務省において、協議を行いつつ、検討を行う。	検討中	総務省と文部科学省において、提案者が求める内容を具体的に聴取したところである。これを踏まえ、総務省としては、提案主体から聴取した博物館事業の内容等について、慎重に検証を進めている。 文部科学省としては、地方独立行政法人が設置及び管理を行う施設においても、申請に基づき博物館相当施設として教育委員会が指定を行うことを博物館法上認められるものと考えており、提案内容について、総務省と、協議を行いつつ、検討を行っているところである。	総務省 文部科学省
508 916	外国人家事使用人の雇用者たる外国人の要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第2号及び別表第二	平成20年度中に結論	外国人家事使用人の雇用者たる外国人に係る要件について、例えば、「病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの」に共働き世帯であることも対象となり得るよう、関係告示における要件の運用の改善などの検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	検討中	平成20年度中に結論を得ることとしており、運用の改善などの検討を行っている。	法務省 厚生労働省
914	保育所入所要件の見直し	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項、第39条、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条	平成20年中に結論	保育所の「保育に欠ける」という入所要件の見直しについて、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。	検討中	平成20年12月16日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告（案）を提示しており、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれているところ。 本報告書案については、平成21年の早い時期に、保育事業者等で構成する検討会での議論を経た上で、同部会でのとりまとめを目指す方向となっている。 ※「第14次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	厚生労働省